

第三十二号議案

江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例の一部を改正する条例

戸川 区条例第二十七号の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八 受動喫煙 他人のたばこから発生した煙にさらされることをいう。

第七条第二項中「（他人のたばこの煙を吸わされることをいう。」を削る。

第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（受動喫煙防止重点区域）

第八条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、公共の場所のうち、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める地域を受動喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 区長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、次に掲げる事項を示示するとともに、区民等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

一 重点区域の指定の日及びその範囲

二 前号に定めるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合において、前項の規定は、当該指定の変更又は解除について準用する。

（重点区域内での喫煙の禁止）

第九条 区民等は、重点区域内において、喫煙をしてはならない。ただし、喫煙をすることができるところとして区長が指定した場所（以下「喫煙場所」という。）においてはこの限りでない。

2 区長は、喫煙場所を指定し、変更し、又は解除したときは、区民等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

受動喫煙の防止を図るため、受動喫煙防止重点区域の指定に係る規定を定めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。